





### 町の人口

7月1日現在

男 2,922人 女 2,923人

計 5,845人 世帯数 1,411戸

昭和46年8月1日発行編集 役場企画室



### 中央公民館の建設工事始まる

### 総工費4742万円

自由に使える集会場が欲しい、図書館が、大ホールが… …町民の期待を集めて、いよいよ中央公民館の建設工事が 始まりました。

この公民館はコンクリート2階建、1、2階あわせて、846 ㎡ (約256坪) の大きさ。スマートな外観に町民の健康を守る保健室、よろず相談室、図書室、調理教室、大小のホールなどがつくられます。

6月14日午前10時から、関係者ならびに町民代表が出席

して役場南の建設用地で、起工式が行われました。

神事のあと、町長が鍬入れを行い、工事の無事を祈願しました。

起工にあたって町長は「この中央公民館の建設を契機として、より一層社会教育と町民福祉の向上に努力し、立派な公民館活動が出来るよう、町民の方々の協力を願う」と 挨拶。工事は三井興業株式会社が請負い、今年10月末日の 完成を目ざして炎天下を進められています。

### 

## 図をひもとく

婦人会等の料理講習会などが専門 に出来るよう広いスペースをとり があり、調理台等を備えつけて、 応じられるよう配慮されていま 係の資料を備えて、健康相談にも 施することになります。又保健関 保健室の反対側には調理教室

公民館の設計内容をお知らせしま は、着工以来順調に工事が進んで しょう。 いますが、ここで町民の皆さんに 待望の中央公民館の建設工事

## 一階は福祉と健康の

った敷地の南向きにつくられてい

玄関は六米に拡幅した道路を入

ところで、健康診断、各種予防接 ら、話合いが出来ます。又保健室 は町民の健康管理センターとなる の会議室となり畳でくつろぎなが であり、又仕切りを除くと、普通 り、ここは公民館を管理する事務 種乳児検診など、すべてここで実 央を大フスマで仕切り、各種の小 修室と保健室があります。 室です。右手の廊下を曲ると、研 へ数の会議や講習会に使<br />
うに便利 研修室は三十帖敷の和室で中 玄関を入ると左手に事務室があ 用れさることでしょう。

鉄 筋

来る様になっています。その他、 宿直室、機械室、男女の手洗所が 設備をととのえています。又隣の 建

社会教育活動の場として大いに活 り各種パーティーに、展示会にと スを片づければ一大フロアーとな 利用できます。また、移動式のイ ージを設え、講演会や各種会合に の大講堂兼展示場となっており、 収容人員二〇〇名、本格的なステ さ一八五平方米(およそ五六坪) 湯沸場にはいつも湯茶の用意が出 配置されています。 本館の左側渡廊下を通ると、広 自慢の大講堂兼展示場

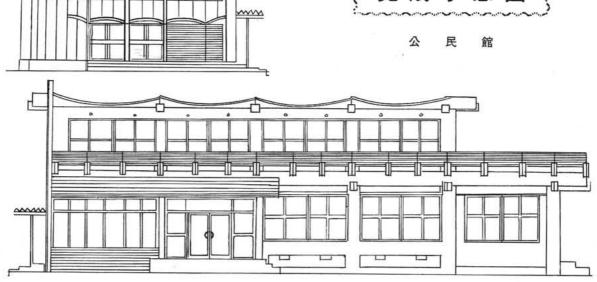
## 二階は社会教育のメ

二階へは正面玄関の階段を昇り

坪)の視聴覚室と講義室を兼ね あって小人数の会議に便利です。 た、中会議室があります。 その隣りは娯楽室、小会議室が 中央に九二平方米(およそ二八

す。図書の外各種資料の展示を行 相談、心配ごと相談等の会場とし ても使われます。 中央に図書室が設置されていま 廊下の反対側は相談室で、行政

> 成 想



湯沸場

昭和四十四年六月十四日に新都

よう静かな環境づくりが配慮され ています。 その隣りが児童室となっていま 又自由に読書、 研究ができる

出られ、 わやかな室内でそれぞれの会議や なっており、夏・冬に関係なくさ 慢すべきことは全館暖冷房装置と 講習会等が出きることです。 様設計されています。又、特に自 中央の廊下の扉を開くと屋上に 町民のいこいの場となる

気軽に利用出来るよう工夫されて よりどころとして親しみやすく、 このように公民館は町民の心の 日も早い完成が待たれます。

昭和町、 日づけでなされました。 区分けが昭和四十六年三月三十 は市街化区域、 敷島町の一部、 区域内の一市四町一村(甲府市、 れに伴い、本県でも甲府都市計画 市計画法が施行されましたが、こ 玉穂村の全域)について 市街化調整区域の 竜王町、 田宮町、

行為は、 に基づく規定に違反していず、 可されます。 市街化区域は、

これに反して、市街化調整区域

にはかる区域ですから、この区域 内で行なう開発行為(主に宅地の 区画、形質の変更)あるいは建築 (法三三条) に適合していれば許 都市計画法に定められた基準 その申請が、都市計画法 市街化を積極的 か

地が〃線引き〃の決定した日以前 いた人で、②届け出ようとする土 なったときに、自己の居住または 街化調整区域の区分け)が決定に にすでに宅地(農地法で言う農地 土地を所有し、または借地として 業務のため建物を建てる目的で、 ①〃線引き〃(市街化区域、 市

のための建築物などを除けば原則 に従事する人が居住したり、業務 この区域内では、農業、林業 市街化を抑制する区域ですか ◎受付期間

は、

ます。 として、 開発行為が禁止されてい

ることはできません。 新たに土地を取得して建物を建て このため、農林業者以外の人が

ては、経過的な措置をとる必要が 内に土地を取得していた人につい 為が認められることになりまし ありますから、次の基準で開発行 かし、すでに市街化調整区域

④この決定の日から五年以内に建 ③〃線引き〃の決まった三月三十 物を建てる人。 転用済みの土地)になっており、 日から六ヵ月以内に届け出て、

うお願いします。 該当する人は期限内に届け出るよ 次の要領で行なわれていますので

## 昭和四十六年四月一日から昭和

竜王町、 山梨県土木部計画課(甲府市、 玉穂村の各役場経由 敷島町、 田富町、 昭和

◎受付場所

四十六年九月三十日まで

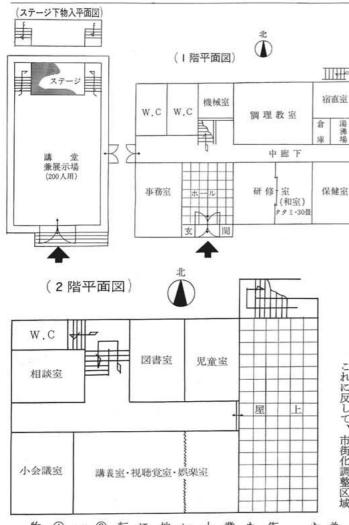
### ◎届出事項

は、 (1)届け出者の職業(法人にあって その業務の内容

(2)届け出をする土地の は土地の利用に関する所有権以外 (3)届け出をする土地の所有権また の権利を有していた目的 地目および地積 所 在 地

場合は、その種類および内容 び地主の住所氏名 地の場合、 る所有権以外の権利を有している ⑷届け出をする土地の利用に関す 貸借契約の年月日およ 借借

りますからそれを使用してくださ 山梨県土木部計画課に用意してあ なお、届出用紙は市町村役場と



この「既存の権利の届け出」 は

夏の夜空を真昼のよう

県下に誇る夜間照明施設

が、この六月立派に完成 に照らす夜間照明施設

> と云ってもよいでしょう。 ありません。ですから県下に誇る

しました。

これは本町の社会体育

昭

でもOK

ター

高さ十五メートルの六

されました。

万円で小中学校庭に設置 けて、工事費二百八十三 施設として、県補助を受

まるで後楽園のように明

るくしてくれます。

の水銀灯五個づつ、三十 本の柱に、一キロワット

キロワットの照明灯が、

◎正副議長の選任(敬称略) 員長の外各委員を選任しました。 長をはじめ各常任委員長、特別委 四月三十日招集され、正副議

よる初町議会 となった人達に ◎常任委員および正副委員長の選 任(敬称略) ◎印委員長 ○印副委員長 総務常任委員会 副議長 長 田有 中泉 良淳

挙で新しく議員 四月の統一選

◎深川市郎 ○小沢 忠則 田中良夫 浅川

> 0 牧野方宏

夫 夫

◎小宮山卓良 ○渡辺 清 産業土木委員会 島国雄 伊藤久雄 井上久雄

福

議長に有泉淳夫氏 副議長に田中良夫氏を選任

教育厚生常任委員会

0 金夫 坂本 馨 内田

0

農協組合長

井口 有泉 石原

等

議会議長

淳夫

町長

忠則

璋 〇依田駒夫 井口 稔

中央道対策特別委員会

◎内田 稔 水源対策特別委員会 郎 浅川忠則 山下 井口金夫 福島国雄 璋 清 田中良夫 小沢 牧野方宏 井上久雄 深川市 弘山

監查委員(議会選出 議会選出消防委員 井口金夫 有泉淳夫 依田駒夫

ば誰でも使用できることになって

育委員会に提出し、許可を受けれ

(新設された照明柱)

められている使用許可申請書を教 使用については、あらかじめ決

> 間は十時三〇分となっています。 使用の場合は二五〇円で、使用時 合は一時間に付三五〇円、二〇灯

秩序ある決まりのなかで、町民

を定めましたが、それによります れますが、それ迄暫定的に使用料 徴収条例を議決して正式に決めら

使用料は今度の町議会で使用料

と、照明灯三〇灯全部使用した場

米山豊夫

望みます。 のために、大いに利用することを なっています。親睦と健康づくり に大いに活用していただくことに の融和と健全な心身の発達のため

## 新総代決まる 土地改良区

は、本年八月二日の任期満了を控 昭和町土地改良区の総代選挙

保坂

のような三十キロワット

明るい設備のところは

なっていますが、昭和町

庭に夜間照明の設備を行

最近各町村でも中学校

六月三十日告示、七月十日立候補 え、町選挙管理委員会により去る 当選した新しい土地改良区総代は 西条一区〇野沢 弌△久保田芳照 十三人に対し同数の候補者であり の締切を行なったところ、定数三 次のとおりであります。 無投票当選となりました。無投票

西条二区 五味五郎 西条新田 鮎川辰造 清水新居 〇太田 〇塩田孝治 〇小宮山良夫 越三神喜一 保坂全一 井口 長田忠次 保坂正巳 等

築地新居 △坂本馨○田中良夫 紙漉阿原 小池徳次○丸山康弘 河東中島〇向山亀吉 花形祥夫 有賀政則 △石原武則 〇山田美明 有泉淳夫

◎伊藤久雄 牧野方宏 依田駒 宮山卓良 坂本 馨 渡辺 清 福島国 璋小 浅川忠 上河東 飯 組合員外理事 の結果、理事長に石原忠則氏(町 野沢益男 五味美治 磯部勝重 以上選挙された理事により互選 西 喰

保坂

第〇井上

亨

〇松田孝弘 五味貞明

今沢

傅○名執富士男

農業共済評価

員も決定す

任期は昭和五十年八月二日までで

長)が選任された。なお、総代の

あります。

〇印理事、

△印監事)

価会委員の任期満了に伴い、農業 町長は、昭和町農業共済損害評

算の新らしい委員は次のとおりで を得ました。五月一日から任期起 条例の規定に基づいて議会の同意 定により、新委員の選任を行ない 災害補償法第一四三号第三項の規 西条新田 秋山俊明 西条一区 紙漉阿原 海野恒雄 河東中島 田中文次 三井猛雄 今村宣誉 清水新居 安昌 上河 飯野 押 (敬称略) 堀内五郎 秋山善雄 西条二区 築地新居 東 威 越

# 青山茂さん

県下に占 山梨県下 める割合 の 状 況

6,188件

6,188件

1,312件

1,309人

1,309

1.80人

3884

6.3%

0.501

66 A

661

0.9%

0.7%

0.9%

0.9%

1.2%

%

%

## 全 玉

育会長より表彰されました。 県代表として、 全国大会(東京)において山梨 ため、このたび第三回愛育班員 その功績が非常に顕著であった 育班の指導育成にも努力され、 な奉仕活動を行なうとともに愛 相扶の精神にもとづき、 ある愛育班の班長として、 こに班員の皆様に伝達するとと 恩賜財団母子愛

(昭和町交通事故発生状況・昭和45年中)

発生状況

55件

42件

12件

01

12人

10

16人

6件

2.80人

14.3%

1.05人

Ħ

た交通事故

件 数

死

傷 者

死 者

傷 者

者



福祉のための民主的地域組織で さんは長年にわたる母と子の 昭和町愛育会上河東支部長青

> 展されることを願います。 もに愛育班員活動の益々向上発

> > 項

当該住民のお

件数

当該市町村内に発生 事故件数

当該市町村内に発

生した歩行者事故

当該住民の歩行者

住民千人当りの歩行者事故に よる死傷者数 住民のおこした飲酒運転事故

住民のおこした交通事故に占 める飲酒運転事故の割合

住民千人当りの飲酒運転事故

事故の死傷者数

## 皆で交通事故 の絶 滅を

年々交通事故が激増して居りま

無関心になってしまったのではな ているようです。 た人々は何の感じも持たなくなっ でしょうか その事故に直接関係なかっ 余りに多すぎて

和町は県下第一位の汚名を残して 事故は山梨県は全国第二位で、 生事故の割合は県下で第二十五位 おける交通事故の状況です。 別表は昭和四十五年度の昭和町 飲酒運転で住民の起した 昭 発

居ります。又歩行者の事故で幼児 如から来るもので全体の人が交通 と老人の事故が本町では特に目立 って居ります。歩行者の知識の欠



夏休み中の、

歩行中の事故など、各家庭のお母 さん達の教育、気の付け方で半減 あるいは絶滅出来るのではないで 飲酒運転事故、 反 発 0 幼児・老人の

しようも無いわけで しょうか。 家族ぐるみ、 町ぐるみ

せんか で交通事故の防止に心がけ、 せないよう努力しようではあり な悲惨な思いを誰もがしない、 あん

# 夏の交通事故防止県民運動が始まる

りました。各家庭のお母さん方に 間この運動が実施されることにな 七月二十一日から八月三十一日の を県民総ぐるみで防止しようと、 特に幼児、児童生徒の安全教 こどもの交通事故 叉、 町民全体で心掛けましょう。 事故が一件でも少なくなること と話し合って、 この問題を取り上げられて、 育に特段の協力をお願いします 各家庭での話し合いの場に 昭和町から、 色

は、

(步行者事故原因別状況)

	U				~	-
原因別	道と	車直	左	幼路	そ	Œ
	路び	の後	側	幼路 児 の上	6	L
	へ出	直横	通	人遊	0	い歩
区分	のし	前断	行	歩き戯	他	行
発生件数	4	3	1		1	1,00
県下に占 める割合	0.8	2.0	1.9		0.4	0.8
山梨県下	468件	147	51	34	236	376

### (歩行者事故年齢別状況)

		(2)11	有事	双千	国アクリ	1ADL)					
年齡別	٤	٤	•	4		19歳 以下		20歳以上 59歳以下			
	幼児	1 小学	生	中等	学生						
区分	男は	月	女	男	女	男	女	男	女	男	女
死傷者数	3	2						1	1		5
県下は占 める割合	1.3	1.6						0.4	0.4		3.9
山梨県下 の 状 況	(4) ( 227 1	4) (5) 22 122	76	(1) 23	14	(1) 31	(1)	(17) 2 246	(8) 239	(9) 115	(16) 128

にの々	\$ .				ま	2
原因別	道と	車直	左	<b>始路</b>	そ	Œ
	路び	の後	側	見の上	0	しい
	へ出	直横	通	人遊	(0)	歩
区分	のし	前断	行	歩き戯	他	行
発生件数	4	3	1		1	100
県下に占 める割合	0.8	2.0	1.9		0.4	0.8
山梨県下 の 状 況	468件	147	51	34	236	376

よい時期です。 性を伸ばし、心身の発達をはかる 中での生活体験をとおして、自主 ら、青少年が家庭、社会、自然の

す。また、シンナーの乱用や、オ り返しのつかないことにもなりか に、少年の非行が激増していま ねません。 解放感からその青少年にとってと ートバイによる事故が増えるのも 近年、海水浴場やキャンプ場な しかし、一歩誤ると、季節的な 人が多く集まるところを中心 0 0

ため、昭和町民会議は青少年の夏 め、七月、八月を推進期間としま の生活指導の目標を次のように決 こうしたことから青少年を守る

昭

この時期です。

## 0 たくましい身心をきたえよ

きる夏期のスポーツ行事をと 地域青少年が積極的に参加で

水の事故から

子どもを守り

## 0 青少年の自主的活動をすすめ

家族ぐるみで夏の生活設計を 団活動を効果的にすすめる。 若いリーダーを養成して、集

0

て計画をたてよう。 ばできない経験や学習につい 事を考えながら、夏でなけれ 各家庭では、学校や地域の行

### 青少年を、非行、事故、 からまもろう。 病気

何でも話し合う。 の日」として、家族みんなで 毎月、第一日曜日は、「家庭 「家庭の日」を完全実施す

相互の親睦をはかるため、親善ソ フトボール大会を八月中旬に行な 相互理解を深めるとともに育成会 険個所の点検と整理を徹底する。 追放するため、有害性についての ら予定です。 集会場、プール、遊び場などの危 講習会、販売店への協力を求め、 なお、育成会では子供と成人の 特にシンナー・ボンドの乱用を

## 炎天下の熱戦 甲州オガライトが優勝

前七時より開始された。 原中、峡中中の二会場において午 よる野球大会はさる七月四日、押 第三回昭和町球友クラブ主催に

高九チームとなりました。試合は が初優勝を飾った。 ス的存在であった甲州オガライト 熱戦のうちに始まりダークフォー 二チームが加わり、これまでの最 今回は新たに、河西、上河東の 成績は次のとおり、

三位 興振殖産 甲州オガライトチーム 河東中島チーム

四位

## 防犯用

得てこれ等の犯罪を防止すること パクトタイプでハンドバッグに入 に致しました。別図のようにコン 利用して頂き一般の人々の協力を 協会で携帯ブザーを広く婦女子に として、南甲府署管内防犯連絡所 増加致します。これらの防犯対策 し、夏と共に痴漢による犯罪が尚 痴漢暴漢による犯罪が益々増加

新和、東洋、河西、上河 以下出場チームホタル、

連続して警報が鳴り、一〇〇米位 り、紐を引けば二十分間ピーッと 二八〇円で斡旋致します。近くの まで聞えます。価格は三八〇円を り、単三の電池が一ケ使用してあ

防犯連絡所を通じて申し込んで下

携帯ブ

ザー

を

ら皆で直ぐその場へかけつけて下

ピーッと云う警報が聞えました

5 さい。お

しましょ を締め出 よる犯罪 漢暴漢に 域から痴 力して地 互いが協

## 相続税 贈与税の減税 百万円となり婚姻期間も二十五

◎贈与税

こえれば贈与税が課税されます を贈与された場合通常四十万を 他人(親族を含む)から財産

婦で贈与財産が居住用 が、婚姻期間二十五年以上の夫

の土地家屋等の場合四 十万円のほかに配偶者

ていました。これが今年の改正 されており合計二百万円まで贈 六十万円に引上げられて合計四 で配偶者控除百六十万円が三百 与税が課税されないことになっ 控除として、百六十万円が控除

税のことば ◎相続税 になりました。 年から二十年に短縮されること ◇贈与税の配偶者控除の改正

と同じように相続税についても した。それによると婚姻期間十 配偶者控除の改正が行なわれま 来の配偶者控除制度が婚姻期間 五年をこえる一年毎に二十万円 (最高限度二百万円)という従

万円までは非課税とされていま うな内容に改正されました。 十万円に引上げられました。 保険金も相続財産として扱われ ており法定相続人一人あたり百 したが、この非課税限度が百 十年をこえる一年毎に四十万円 (最高限度四百万円)というよ ◇相続に際して受け取る生命

限度額が八十万円に引上げられ とされていましたがこの非課税 として扱われており法人相続人 する退職金についても相続財産 ました。 人あたり五十万円まで非課税 ◇また死亡後三年以内に確定